

## 新型コロナウイルス感染症対策 堺市

自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方の  
受給者証の有効期限が 自動延長 されます

新型コロナウイルス感染症対策の期間限定の措置として  
自立支援医療（精神通院）の継続手続きにあたり、  
受給者証の有効期限を自動的に1年間延長した新たな受給者証を発行します。

【対象者】 ①、②をどちらも満たす方

- ① 現在自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方
- ② 自立支援医療費受給者証の有効期限が  
令和2年3月1日 ~ 令和3年2月28日までの方

★継続申請は、不要です。

★既に継続申請されている方も、特段の手続きは不要です。

\*有効期限以外の記載内容は、次回継続時の診断書の要・不要を含め、そのまま引き継ぎます。  
(有効期限については、裏面をご覧ください。)

\*保険・所得区分・医療機関・住所等に変更のある方は、従来どおり手続きが必要です。  
(手続きに応じて、変更内容を反映した 新たな受給者証 を発行します。)

【お問い合わせ先】

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市健康福祉局健康部 精神保健課

(TEL : 072-228-7062 FAX : 072-228-7943)

●有効期限について

現在お持ちの受給者証の有効期間				適用後	
令和元年	4月	1日	～ 令和2年	3月	31日
令和元年	5月	1日	～ 令和2年	4月	30日
令和元年	6月	1日	～ 令和2年	5月	31日
令和元年	7月	1日	～ 令和2年	6月	30日
令和元年	8月	1日	～ 令和2年	7月	31日
令和元年	9月	1日	～ 令和2年	8月	31日
令和元年	10月	1日	～ 令和2年	9月	30日
令和元年	11月	1日	～ 令和2年	10月	31日
令和元年	12月	1日	～ 令和2年	11月	30日
令和2年	1月	1日	～ 令和2年	12月	31日
令和2年	2月	1日	～ 令和3年	1月	31日
令和2年	3月	1日	～ 令和3年	2月	28日
				～ <u>令和3年</u>	3月 31日
				～ <u>令和3年</u>	4月 30日
				～ <u>令和3年</u>	5月 31日
				～ <u>令和3年</u>	6月 30日
				～ <u>令和3年</u>	7月 31日
				～ <u>令和3年</u>	8月 31日
				～ <u>令和3年</u>	9月 30日
				～ <u>令和3年</u>	10月 31日
				～ <u>令和3年</u>	11月 30日
				～ <u>令和3年</u>	12月 31日
				～ <u>令和4年</u>	1月 31日
				～ <u>令和4年</u>	2月 28日